

登録手続き必要書類一覧表

令和5年12月25日

区分	必要書類		申請書・届出書					添付書類							
	登録申請書 二号様式	交付申請書 九号様式	訂正・再交付申請書 十号様式	登録事項変更等届出書 四号様式	運転者証返納届 様式第11	運転免許証の写し	写真	運転者証	雇用証明書	講習修了証の コピー	合格証の コピー	運転経歴書 三号様式	住民票の写し	UD研修修了証の コピー	備考
	申請者・届出者	運転者	事業者	事業者	運転者	事業者									
1	はじめて登録するとき	○	○				○	○		○	○		○	○	住民票の写しの コピーは不可
2	事業者が変わったとき		○		○		○	○		○					運転免許証の 両面のコピー 旧事業者から「運転者証」の返納手続きが終了していない場合は変更できません
3	運転免許証の有効期限 が更新されたとき			○	○		○	○							運転者証がない 際はコピーを添 付のこと
4	住所が変わったとき				○		住所変更済 ○						○		住民票のコピー は不可
5	氏名が変わったとき			○	○		氏名変更済 ○	○	○				○		新旧氏名が記載さ れている住民票又 は戸籍抄本
6	運転者証を紛失したとき			○			○	○	顛末書が必要です						
7	運転者証を汚損したとき			○			○	○							汚損・破損した運 転者証が必要で す
8	運転免許証の失効または停止処分を受けたとき *再登録時は「10」を参照	①すべての場合に必要			○		その他に運転免許停止に係るものは処分通知書又は運転記録証明書の写しが必要（コピー可） 直ちに登録センターへ届け出をしてください。免停・失効で届け出が遅れている場合は本人の遅延理由書								
		②失効及び40日以上 の免停の場合			○	○			○						再登録時は 「10」を参照
		運転者証の返納、その他に運転免許停止に係るものは処分通知書又は運転記録証明書の写しが必要（コピー可）													
9	登録取消処分後に再び登録する時	○	○				○	○		○	○		○		法令・安全・接 遇地理の受講・ 受験が必要です
10	運転免許の停止（40日以上）及び運転免許の	○	○				○	○		○	○		○		講習修了証の写し+合格証の写

	失効により登録が削除され再び登録するとき						「8」の手続きが終了していない場合登録できません												し又は運転経歴書が必要です
区分	必要書類	申請書・届出書					添付書類												
	登録申請書 二号様式	交付申請書 九号様式	訂正・再交付申請書 十号様式	登録事項変更等届出書 四号様式	運転者証返納届 様式第11	運転免許証の写し	写真	運転者証	雇用証明書	講習修了証のコピー	合格証のコピー	運転経歴書 三号様式	住民票の写し	UD研修修了証 コピー	備考				
	申請者・届出者	運転者	事業者	事業者	運転者	事業者													
11	運転免許の種類や番号が変わったとき				○		○												
12	退職したとき等					○			○							郵便書留でも受付けます			
		運転者証の返納が必要です（運転者証に退職等理由及びその年月日、事業者の担当者名を記載してください）																	
13	他府県へ異動するとき	「12」の手続きが終了していない場合、他府県での登録はできません。登録取消申請書を登録センター窓口へお持ちください（書留郵便でも受付けます）																	
14	登録の消除について(右記の①～⑤に該当する場合は登録の消除になります。)	① 登録取消の処分を受けたとき ② 40日以上免許停止処分及び免許の取消し処分を受けたとき ③ 運転者証返納されてから2年が経過したとき ④ 登録消除申請をしたとき ⑤ 免許証が失効したとき																	

注意事項

- 「3」「4」「5」「6」「7」「8」及び「11」の場合は直ちに（7日以内）に必要な書類を提出して手続きをしてください。遅延した際は「理由書」を添付してください。
- 「住民票の写し」及び「戸籍抄本」は取得後3カ月以内のもので、表面に個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。コピーは不可です。
- 「写真」は、6カ月以内に撮影した縦6センチ、横4センチの単独、無帽、正面、無背景の顔写真（顔の大きさが3cm以上）で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
- 運転経歴実績は、「名古屋タクシー交通圏において、申請前2年以内90日以上乗務日数」が必要です。

登録手続き必要書類一覧表

令和5年12月25日

5.事業者は運転者が退職又は行政処分（

運転免許の失効及び40日以上 の免停を含む）等、運転者としての選任を解いたときは、運転者証を直ちに（7日以内）に返納しなければなりません。

6.運転者証、事業者乗務証の交付を旧姓で希望する申請者は、旧姓が記載された住民票等の写しを提出しなければなりません。

※申請書、届出書等は協会ホームページ「協会について」「各種講習・登録」「■運転者登録関係様式について」からダウンロードして使用してください。

登録申請手数料一覧

内 訳	手 数 料	手数料（会員外）	備考
登録申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
運転者証交付申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
運転者証訂正申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
運転者証再交付申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
原簿謄本交付申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
登録運転者業務経歴証明書交付申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
個人タクシー事業者乗務証交付申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
個人タクシー事業者乗務証訂正申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	
個人タクシー事業者乗務証再交付申請	一件につき 500 円	一件につき 1,500 円	